

資料 1 新庄小学校分離新設校及び新設公民館等設計・建設・維持管理事業 特記要求水準書

1. 本事業の概要

本事業は、平成10年3月、新庄小学校の過大規模校の解消について、富山市通学区域審議会の答申がなされたことから、小学校規模の適正化を図るため、新庄小学校分離新設校を設置し、これに伴って新しい自治振興会が組織されるにあたり、同地区の公民館・地区センターと併せて設計・建設、維持管理を行うものである。なお、運営に関しては本市が実施するものとする。

2. 本事業の基本理念

多様化・専門化する市民の学習意欲に応え、地域住民のコミュニティ意識が高揚する公民館の整備、市民サービスの拠点として機能する地区センターの整備を目指している。施設・設備・環境等の側面から、本事業により整備される公民館等の基本理念は、以下の通りである。

- ① すべての世代が学び豊かな心を育む拠点づくり（市民の自主的な学習環境の充実）
- ② 共に生き共に支えるふれあいの拠点づくり（コミュニティの再生、家庭・地域における教育力の向上）
- ③ 市民と行政を結び地域力を活かす拠点づくり
- ④ 地域の安全・安心の増進に寄与する拠点づくり

3. 事業期間

- | | |
|--------------|-------------------|
| i) 契約の締結時期 | 平成20年3月 |
| ii) 事業期間 | 事業契約締結日～平成37年3月末 |
| iii) 設計・建設期間 | 事業契約締結日～平成21年12月末 |
| iv) 供用開始 | 平成22年4月 |
| v) 維持管理期間 | 施設引渡し日～平成37年3月末 |

4. 遵守すべき法制度等

公民館・地区センターについては、以下の法制度についても遵守すること。

- ① 社会教育法
- ② 富山市公民館条例

5. 本事業全体に係る前提条件

(1) 事業予定地・地域地区等

- ① 事業予定地：富山市新庄本町二丁目
- ② 敷地面積：約22,493m²（西側の凸型の敷地面積：約1,752m²との間に官地（用水路・農道）があるが、一体のものとして確認申請可。ただし、建設工事期間中については占用許可要。）
- ③ 地域地区等：
 - i) 用途地域：工業地域（建築基準法第48条の例外許可の取得要）
 - ii) 防火地域：指定なし
 - iii) 日影規制：制限なし（ただし、5時間（5m）、3時間（10m）、H=4mの日影規制に準じて計画すること）
 - iv) 地区計画等：なし
- ④ 近隣状況：当該敷地の北側は幅員6.0mの市道、西側は6.0mの市道及び住宅街、南側は工業団地、東側は水路に接している。建設工事にあたって、工事車両は南側からアプローチすることを基本とすること。
- ⑤ 通学路：工業団地の中は大型車両の通行が多く、児童にとって非常に危険であるとともに、もともと工業地域であることから、本来の目的である工業としての土地利用計画を妨げることも避ける必要があるため、児童の通学路（本施設へのアプローチ）は事業予定地北側を中心とし、南側には設定しないものとする。なお、当該敷地東側の向新庄町方面からの通学路は当該敷地南東角の水路橋からアプローチするものとし、そこから当該敷地北側市道に抜ける通学路（敷地内通路）を整備すること。また、当該敷地北側道路境界から南側に2.0mの歩道（児童の通学路用）を整備すること。
- ⑥ 公共歩道：当該敷地南西角から当該敷地北西側に抜ける公共歩道（敷地内通路）を整備すること。
- ⑦ 地下埋設物：当該敷地に以前あったゴルフ練習場の基礎等が埋設されているため、建設工事計画の立案にあたっては十分注意すること。

※ 建築基準法第 48 条の例外許可については、許可申請者は事業者となるが、許可に当たっての周辺の利害関係者への説明等は本市が主体で行うものとし、事業者は図面等の資料提供を行うこと。許可の未取得・取得遅延・失効のリスク負担は本市にあるものとする。ただし、許可に当たって事業者が担う役割（資料提供等）に起因するものは事業者のリスク負担とする。なお、建築基準法第 48 条の例外許可については、遅くとも平成 20 年 9 月の建築審査会に間に合わせる。また、建築確認申請は事業者が行うこと。

(2) 敷地条件

本事業における整備対象施設の敷地及びその周辺インフラ整備状況に関しては、以下に示す別紙資料を参照すること。

- i) 敷地の現況及び付与条件：「別添1 事業予定地位置図」、「別添2 事業予定地現況図・設備インフラ現況図」
- ii) 敷地の地質及び地盤：「別添3 事業予定地地質調査資料」
- iii) 設備インフラ：「別添2 事業予定地現況図・設備インフラ現況図」

(3) 供用開始期限

平成22年4月1日までに供用開始できるように施設整備を行うこと。

(4) 想定学級数及び児童数

現時点での開校予定年度である平成22年度から向こう3ヶ年に見込まれる新庄小学校分離新設校の学級数は最大20クラス（特別支援学級を除く）である（「別添4 児童・クラス数の推移」参照）。

(5) 本市側で配置する職員の人数

公民館・地区センターの運営業務に従事する本市の職員は、公民館長兼地区センター所長1名、事務職員1名、公民館主事2名、財政援助職員1名を配置する予定である。

6. 本事業全体に係る事項

(1) 全体配置・構成・デザイン

- i) 全体配置については、新庄小学校分離新設校と公民館・地区センターを構造的に一体のものとして計画（合築）し、南側にグラウンドを配置すること。ただし、それぞれの出入り口及びセキュリティーは別々に計画すること。
- ii) 小学校校舎棟（体育館、プールは含まない）と南側工業団地との間に十分な離隔距離をとるとともに、グラウンド南側に緩衝緑地等を設け、視線と音に十分配慮することによって、快適な学習環境を確保するよう工夫すること。なお、当該敷地南側の既存植栽については伐採しても構わないものとする。

(2) 設備計画

① 全体計画

- i) 電気、ガス、水道のメーター、各種制御盤については、小学校と公民館・地区センターで別々に設置すること。

② 電話・館内放送

- i) 公民館・地区センターについては、電話、館内放送設備の設置及び配管配線工事を適切に行うこと。
- ii) 公民館・地区センター内各部屋よりの職員応答等、施設における電話設備（内線・外線）等の設置及び配管配線工事を適切に行うこと。

③ 警備・防災設備

- i) 公民館・地区センターの警備システムについては、機械警備を基本とし、館内及び敷地全体の防犯・安全管理上、監視カメラを必要な箇所に設置し、小学校とは別に、監視モニター（長時間録画機能付）による事務室での一元管理が可能なよう整備すること。特に、死角になることが予測されるプール廻りにおいては適宜監視カメラを設置し、不審者対策に万全を期すること。
- ii) 緊急事態時において、公民館・地区センターの各諸室から事務室に即座に連絡がとれるよう通信システムを構築すること。

(3) 周辺インフラとの接続

- i) 上水道（市水）引き込みについては、敷地北側にある本管（φ100mm）ではなく、敷地北西部にある本管（φ150mm）から分岐すること（引き込みがφ75mmになると思われ、φ100mmの本管からφ75mmの管は分岐できないため）。また、敷地南西部に既存の引き込み管が残っており、使用しない場合は、本管根元から撤去すること（使用可）。

7. 設計業務対象施設に係る要件

本事業の設計業務対象施設は、新庄小学校分離新設校（教室、特別教室、メディアセンター、給食室、ランチルーム、管理諸室、屋内運動場、クラブハウス、屋外プール、地域児童健全育成ルーム、屋外運動場等）、公民館・地区センター（事務室、和室、料理室、会議室等）及び外構等とし、本事業特有の要件を以下に示す。

(1) 小学校

① メディアセンター

- i) 図書室については、約1万1,000冊の蔵書を収める開架書庫を設置し、十分な読書・学習スペースを確保すること。なお、蔵書については、「資料6 蔵書リスト」に基づいて開校時まで用いし、管理しやすいよう工夫すること。

② 管理諸室

- i) 基本的に、教育相談室のうち一方については小学校の教職員室に隣接させ、もう一方については保健室に隣接させること。

③ 給食室・ランチルーム

- i) 給食室の規模・厨房機器のスペック等については、当該小学校の児童・教職員分の給食（最大で計約935人分：児童885人分、教職員50人分）が十分にまかなえるものとする。
- ii) 各クラス分及びランチルーム分（4台）の配膳台（「別添5 配膳台の仕様」参照）を用意すること。
- iii) ランチルームについては、児童160人と教職員が同時に使用できるよう設えること。

④ 屋内運動場

- i) 洪水予測図において、当該敷地が浸水深最大2mの浸水地域になっているため、屋内運動場、電気室等を2階に設けるよう計画すること。

⑤ 屋外プール

- i) 屋外プールについては、当該敷地西側の凸型の敷地に、北側および西側の住宅敷地との隣地境界から7.0m以上離して計画し、小学校校舎側からの渡り廊下（最下部（階段部分は除く）でGLより2.7m以上）を設けるとともに、プール敷地周囲全周にネットフェンス（高さ2.0m程度、メンテナンス用の出入り口要）を整備すること。

⑥ その他

- i) 小学校校舎屋上に建物識別番号「1-88」を明示すること。なお、書式については「別添6 建物識別番号標示工事仕様書」に示す通りとすること。
- ii) 雨水に関し、下流水路の負荷軽減のため、本施設敷地に降った雨を一時溜めることのできる雨水貯留施設（グラウンドで整備する場合は、浸水深30cmを上限とし、約700m³を貯留できるものとする）を整備すること。なお、計画降雨は30年確率とし、排水路への放流方法等については本市河川港湾課と協議すること。

(2) 公民館・地区センター

① 全体計画

- i) 公民館・地区センターはユニバーサルデザインの観点から1階を原則とすること。
- ii) 近隣に対する騒音に十分配慮し、特に大会議室の天井、床、壁等に騒音・振動対策を講じ（遮音等級D-55、騒音等級N-30、騒音評価NC-25程度）、諸室間においても遮音対策を施すこと。
- iii) 各ドアには小窓を設け、中の様子が分かるようにすること。
- iv) 各諸室にはそれぞれ掃除具入れを設けること。
- v) 公民館については上足利用、地区センターの申請窓口は下足利用を前提として計画すること。

② 事務室

- i) 事務室については地区センター機能（「別添7 地区センターの事務分掌」参照）を併せて持たせ、ローカウンター（個人情報扱うため、雁行型

等でプライバシーを確保することが望ましい)を設置すること。

- ii) 事務室に相談コーナー(10m²程度)を設けること。

③ 和室

- i) 和室については茶道教室が実施できるように炉を切り、水屋を設けること。その他、和紙工芸、和服着付け、詩吟、俳句等の利用を想定している。
- ii) 窓には障子を設けること。
- iii) 床の間、押入(座卓、座布団等が十分に収納できる大きさ)、茶道具収納物入を設けること。
- iv) 襖は板襖とし、開閉が容易な構造とすること。

④ 料理室

- i) 料理室は、機能性と温もりを感じる雰囲気の両方を兼ね備えた部屋とし、料理教室等に利用できるよう計画すること。
- ii) 料理室に、調理台4台を設置すること。
- iii) 使用の際に発生する音やにおい、熱に配慮した計画とすること。
- iv) 床仕上げ材は水がこぼれても滑りにくく、かつ掃除がしやすい衛生的なものとする。
- v) 壁仕上げ材は、防汚性、防湿性、防カビ性に優れ、焦げにくく、掃除しやすいものとする。
- vi) 適切な衛生状態を保つため、料理室用上履きサンダルに履きかえるためのシューズボックスを設置すること。

⑤ 会議室

- i) 会議室(大、中、小)は、通常の会合の他、サークル活動等(「別添8 公民館のサークル活動等」参照)に利用することを想定しており、その床仕上げ材については事業者の提案によるものとする。
- ii) 大会議室と中会議室のうち一室については、間仕切り壁で仕切り、一体としても利用できるよう計画すること。
- iii) 大会議室及び中会議室には、音響機器ラックを収納するスペースを設置すること。
- iv) 大会議室及び中会議室用の倉庫を設け、会議室用テーブル、スタッキングチェア、演台等が収納できるよう計画すること。

⑥ その他

- i) 十分な倉庫スペースを設けること。
- ii) 利用者には女性が多いため、女子トイレブースを十分確保するとともに、多目的トイレを1ヶ所設け、汚垂に配慮すること。なお、多目的トイレはオストメイト対応とし、汚物流し（壁付）、鏡、紙巻器、シャワー（シングルレバー混合水栓）、水石鹸入れ等を設けること。
- iii) AEDを事務室廊下側に設置すること。
- iv) 玄関に、下足入れ及び傘立てを設置すること。

(3) 外構等

① 外構

- i) 当該敷地南東角の水路橋からの児童のアプローチ（通学路）については、当該敷地北側市道まで水路沿いに幅約2m程度の通学路（敷地内通路）を整備し、両側を高さ2.0m程度のフェンスで囲うこと。また、当該敷地（グラウンド）南東角に通用門を設置し、施錠できるよう設えること。なお、向新庄町方面から当該敷地南東角までのアプローチ（橋の整備も含む）については本市側で整備する（「別添9 事業予定地南東角道路計画図」参照）。
- ii) 当該敷地南西角から当該敷地北西側へ抜けるアプローチについて、幅約2m程度の公共歩道（敷地内通路）を整備し、グラウンド側に高さ2.0m程度のフェンスを設置すること。
- iii) 当該敷地南西角の敷地（三角形）部分については、アスファルト舗装を撤去し、周囲をフェンスで囲うこと。また、東西にわたる溝の部分は補修程度を行うこと。
- iv) 当該敷地周辺のネットフェンス（高さ2.0m程度）について、公民館・地区センター部分には設ける必要はないものとする。

② 駐車場・駐輪場

- i) 駐車場については、小学校用及び公民館・地区センター用を合わせて最低80台（うち身体障害者用4台）、来客用駐輪場については、同様に最低40台（屋根・転倒防止装置付き）を整備し、相互に連携できるよう配慮すること。
- ii) 駐車場の出入り口には、バリカー等（チェーン付き）を設置すること。

③ サイン計画

本施設のサイン計画については、以下の要件を満たすこと。なお、外部に設ける施設名板や室名の文言については、設計業務段階において本市に確認すること。

- i) 室名称のサインは、全ての諸室に設けること。
- ii) トイレ、階段、傾斜路、その他シンボル化した方が望ましいものについては、ピクトグラムとしてもよい。
- iii) サインは、楽しく親しみのあるデザインに配慮すること。
- iv) サイン計画には校章の設置を含むものとする。校章の仕様及び設置箇所は、以下の通りである。なお、校章のデザインは本市が行うものとする。

	部位	設置箇所	仕様	数量
小学校	外壁	小学校棟外壁	金属製	一箇所
	屋内運動場	一文字幕の中央	刺繍	一箇所

④ その他

- i) 公民館・地区センター用のゴミ置き場については、小学校用と分けることとする。
- ii) 「別添10 避難標識整備仕様書・標準図」に基づいて、避難標識を設置すること。なお、設置場所については本市と協議すること。

8. 国庫補助金交付について

本事業は、義務教育施設整備にかかる国庫補助の交付を受ける予定であり、設計に際しては、補助対象施設等ごとに明確に区分すること。なお、現段階で想定している施設区分及び基準面積等は以下の通りである。

補助対象施設	基準面積等	補助率	備 考
校舎	6,622m ²	1/2	
屋内運動場	1,258m ²	1/2	
プール	325m ²	1/3	水面積 (25m×13m)
グラウンド照明設備	6,000m ²	1/3	平均照度 100 ルクス以上
屋外教育環境 (グラウンド・学校ビオトープ)	実施面積	1/3	グラウンド表面排水・暗渠排水、防球ネット等
調理室	180m ²	1/2	ドライシステム

給食施設附帯設備	9,750 千円	1/2	定額補助
クラブハウス	220 m ²		補助なし
地域児童健全育成室	120 m ²		補助なし

別添資料一覧

- 別添 1 事業予定地位置図
- 別添 2 事業予定地現況図・設備インフラ現況図
- 別添 3 事業予定地地質調査資料
- 別添 4 児童・クラス数の推移
- 別添 5 配膳台の仕様
- 別添 6 建物識別番号標示工事仕様書
- 別添 7 地区センターの事務分掌
- 別添 8 公民館のサークル活動等
- 別添 9 事業予定地南東角道路計画図
- 別添 10 避難標識整備仕様書・標準図